

鹿沼市 での就職を希望・検討しているみなさん

新卒、既卒、中途採用、在職者の方も!

奨学金の返還を 支援します

鹿沼市奨学金返還支援補助金

補助額

5年間(60か月)で

60万円 **最大**

年額上限10万円

申請期間

令和9年1月4日(月)から
令和9年2月26日(金)まで

※令和8年1月1日から12月31日に
返還した奨学金が対象です

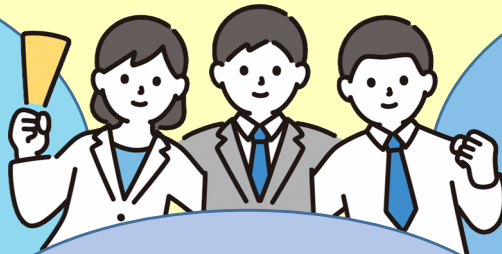
または

市内中小企業等に
正規雇用されている方

家族経営協定を結んだ
農業者の方

このような方が対象です!

令和8年度末日
(令和9年3月31日)
において
30歳以下の方



鹿沼市内に居住し
5年以上定住の
意思のある方

大学等在学中に
奨学金の貸与を受け
自ら返還している方
鹿沼市奨学金
日本学生支援機構奨学金
など

詳細は裏面をご覧ください

〒322-8601

鹿沼市 経済部 産業振興課 産業振興係 (市役所5階⑥番窓口)

☎ 0289-63-2196

✉ sangyou@city.kanuma.lg.jp

申請書類等はこちらから



……鹿沼市奨学金返還支援補助金制度……



若者の市内中小企業等への就職促進と地元定着を目的とし、大学等に進学する際に、対象の奨学金を利用した30歳以下の方が市内に居住し、市内に本社のある中小企業等に正規雇用された場合、奨学金の返還に必要な経費の一部を補助する事業です。

補助対象者

次のすべてに該当する方

1. 市内中小企業等※1 に正規雇用※2 されている方、または家族経営協定を結んだ農業者の方
※1 市内中小企業等 ⇒ 市内に本社または本店のある

①中小企業②社会福祉法人③医療法人④学校法人

※2 正規雇用 ⇒ 無期雇用で、雇用保険、被用者年金、健康保険に加入

2. 奨学金の貸与を受け、自ら奨学金を返還している方
3. 補助申請をする年度の末日において、30歳以下である方
4. 市内に住所を有し、5年以上定住する意思のある方
5. 市税および奨学金に滞納がない方
6. 奨学金返還に関し、他の補助金等の交付または減免を受けていない方

※鹿沼市奨学金の市内定住減免制度との併用は出来ませんのでご注意ください。



令和8年度申請の流れ



※補助金の申請対象期間は「市内中小企業等に就職した月」または「奨学金の返還開始月」のどちらか遅い月から起算して5年間（60か月）を上限に奨学金返還が完了するまでの期間です

対象の奨学金

鹿沼市奨学金、
独立行政法人日本学生支援機構奨学金、
その他地方公共団体等奨学金で市長が認めるもの



補助額

申請対象期間に返還した奨学金の額の

1/2 以内
年額上限**10万円** **最大 60万円**

補助金等交付申請書（様式第1号）に
在職証明書や奨学金返還状況のわかる書類などを添付して
申請期間内に下記担当課へ提出してください！

前年度(R7)補助対象となった方で、R8以降も補助を受けようと考えている方は、毎年、必要書類を揃えて窓口へ申請が必要です。

〒322-8601

鹿沼市 経済部 産業振興課 産業振興係（市役所5階⑥番窓口）

☎ 0289-63-2196

✉ sangyou@city.kanuma.lg.jp

申請書類等はここから

